知

tJ

国民健康保険と老人保健

17月1日から制度が変わります

ポイントは次のとおりです。 れることになりました。主な改正 月1日から医療保険制度が改正さ て安心して医療サービスを受ける 医療技術の進歩など、医療をとり ことができるようにするため、10 わせ、わたしたちが将来にわたっ ます。このような社会の変化に合 まく環境は大きく変わりつつあり 近年、急速に進む少子高齢化

国民健康保険の変わるところ

担額が年齢によって変わります。 高額療養費の自己負担限度額が 病院の窓口で支払う医療費の負

> わります。 わせ、70歳未満から75歳未満に変 変わります。 退職者医療制度の対象年齢が、老 人医療の対象年齢の引き上げに合

老人保健の変わるところ

部負担金は、これまでの月額ト 上に変わります。(ただし、 対象年齢が70歳以上から75歳以 医療費が高額になったときの自 担率が1割と2割に変わります。 限制が廃止され、所得に応じ負 己負担限度額が変わります。 病院の窓口で支払う医療費の一

> 和7年9月3日以前に生まれた 定を受けている人は怨歳から老 一定の障害のある人で市から認 人は
> 乃歳未満であっても、また 人保健で医療が受けられます)

「広報なりた」10月1日号でお知 くわしい改正内容については、 らせします。くわしくは保険年 金課(な20-1526)に問い合 国民健康保険および老人保健の わせてください。

10月1日からは新しい国民健康

す。10月1日からは、9月下旬に 保険証を使用してください。 市から送付される新しい国民健康 証は9月30日で有効期限が切れま 今まで使っていた国民健康保険

却してください。 双分室・遠山分室、保健福祉館へ返 、市役所1階)または市立図書館 公民館、美郷台地区会館、市民課品 なお、古い保険証は保険年金課

りますので、10月1日からは、新 す。これまでのものは使えなくな しい老人医療受給者証を使って診 い老人医療受給者証が送付されま 老人医療受給者証の交付 老人保健制度の改正により新し

療を受けてください

526)

産業廃棄物処理施設

生活環境影響調查量 9月17日から などを縦覧

縦覧を行うことになりました。 提出されました。これについて、 関係する市民の利便を図るため、 処理施設変更許可申請書」が県に **県庁のほかに市内でも次のとおり**

【施設の概要】

莱廃棄物焼却施設 二天神峰214番公に計画する産 株式会社ナリコーが成田市十余

請書および生活環境影響調査書 産業廃棄物処理施設変更許可申

祝日を除く 午前9時~午後5時 (土・日曜日 9月17日(火)~10月17日(木)

縦覧場所

(市役所2階) 県産業廃棄物課 市環境対策課

意見書の提出

くわしくは保険年金課(22-1

のまで有効とします。

による場合は、同日消印のあるも

提出期限: 10月31日(木) 郵送

8667 千葉市中央区市場町 は、県産業廃棄物課(〒260-

意見書の提出および問い合わせ

1-1-2043-223-265

5 ^°

市内の事業者から「産業廃棄物

9月下旬から 調査員が伺います

調査が行われます。 10月1日現在で、 就業構造基本

施する雇用・失業対策などを企 画・立案する上で重要な指標とし とともに、国や地方公共団体が実 業・不就業の実態を明らかにし、 く利用されます。 **弘業構造に関する基礎資料を得る** この調査は、我が国における就

た世帯に調査員が伺いますので、 し協力をお願いします。 9月下旬から調査の対象となっ

1 くわしくは企画課(22-150 市民行政相談

不動產相談

外国人相談

24日(火)9時~4時

会館サークル室)

税務相談

市民相談所(全20-1507)

月~金曜日 8時30分~5時 市民生活相談(家事・民事) 月・木曜日 9時~4時

法律相談 予約制)水曜日 1時~4時 (裁判所で係争中の事件は除く) 人権·行政合同相談 19日(木) 10時~3時

(英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語) もめごと・しんばいごと・なやみごと相談

市民よろず相談 21日(土)1時~4時 (市民よろず相談のみ会場は美郷台地区

商工観光課(電話は各相談室へ) 女性就業相談 水・金曜日 10時~4時 (☎22-1111·内線2724市役所2階相談室) 来所前に必ず電話を入れてください 高齢者職業相談 月~金曜日 9時~4時

(2522-1111・内線2725市役所2階相談室)

住宅相談 10月10日(木)10時~正午

17日(火)10時~正午

17日(火)10時~3時

26日(木)1時~4時

こんなときには 指定校変更・区域外就学

小・中学校への通学を認める指定 学するのが原則となっています。 を認める区域外就学制度がありま 生徒に対し市立小・中学校に通学 ば れた就学区域 (学区) の学校に通 し定められた就学区域以外の市立 しかし、特別な事情がある場合 小・中学校への就学は、 市内に住む児童・生徒に対

がありますのでご相談ください。 **更や区域外就学が認められる場合** 表に掲げる理由などで申し立てを **した場合、審査により、指定校変** 保護者が教育委員会に対し、

ジでも公開しています

なお、表の

については、

理由	指定校 変 更	区域外 就 学
地理的条件や通学路の安全に関するもの		
下校後の小学生を祖父母などが養育す		
る場合		
学童保育所に通う場合		
住宅の建て替え・購入などに関するもの		
最終学年(小6、中3)になってからの		
住所変更		
家庭の事情により住民票の異動が困難		
である場合		
海外帰国子女および外国人子女学級へ		
入級を希望する場合		
児童生徒の身体的理由に関するもの		
終業式・修了式まで40日未満の場合		
いじめなどにより心身の安全が脅かさ		
れるような場合		
市外転出者で、心身への多大な悪影響		
が懸念される場合の一時的回避		
小中学校へ入学した後の市内転居によ		
るもの		
兄弟姉妹の指定校変更に伴うもの		
兄弟姉妹の特殊学級就学に伴うもの		

平成5年度より適用します。 また 指定校変更・区域外就学の要件お よび就学区域は、市のホームペー

> 1 くわしくは学務課 (☎20-158

(住宅の電気に関する相談も含む) (☎22-2101·成田商工会議所) パートサテライト(☎22-8281) パートタイマー職業相談 月~金曜日 9時~4時 消費生活センター(☎23-1161) 消費生活相談 月~金曜日 10時~4時 保険年金課(20-1526) 年金相談 水曜日 10時~3時 市民生活課(20-1527) 交通事故相談 10月1日(火)10時~3時 社会福祉協議会(☎27-7755) 心配ごと相談 木曜日 10時~3時 酒害相談 19日(木)9時~正午 高齡者福祉課(20-1537) 介護相談 10月10日(木)2時~4時

児童家庭課(☎20-1538) 家庭児童相談 月~金曜日 9時~4時 厚生課(20-1536) 戦没者遺族相談 30日(月)10時~3時 開発協会(市体育館 (☎26-7251)

場所 セントアンナ在宅介護支援センタ

(\$\alpha\$ 35-6071 **)**

健康体力相談 火曜日 9時~正午

教育指導課(☎20-1582)

就学相談(予約制)月·火·木曜日 9時~5時

教育センター(☎20-6336)

教育相談(予約制)火曜日 9時~4時

教育相談室(☎28-3234) (ニュータウンセンタービル6階)

教育相談 月~金曜日 10時~5時 (不登校相談も)

替のご利用をお勧めします。 に1回ないし2回のくみ取りが必 素を依頼してください。 **表なときには、担当業者に定期収** 料金は口座振替でー お支払いは安全・便利な口座振

月の納税

国民健康保険税(3期分)

介護保険料(3期分)

納期…9月16日(休)~30日(月) くわしくは保険年金課(☎20 1526)へ。

531) くわしくは環境衛生課 (☆ 20 1

を持って市内各金融機関(郵便局 は除く)へ申し込んでください。 納入通知書と預金通帳・届け印

住所が変わっ

し尿のくみ取り

必ず連絡を たら

月

場合も連絡をお願いします。

定期収集にご協力を!

新規にくみ取りを依頼した後 定期収集をお勧めします。

また、世帯主の名義を変更した

絡をしてください。

き、あるいは市内で住所が変わっ になったときや不要になったと

引っ越しなどでくみ取りが必要

たときなどは必ず環境衛生課に連